

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 相続と消費税の納税義務

Q : 私は、会社を辞めて、先月亡くなった父の新聞販売店を引き継ぎました。

ところで、父は、毎年の課税売上高が3千万円を超えていたため、消費税の課税事業者として申告していましたが、私は、2年前の課税売上高がありませんので、本年分の消費税については、申告しなくてもよいでしょうか。

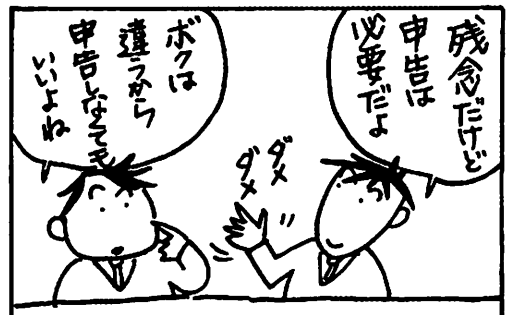
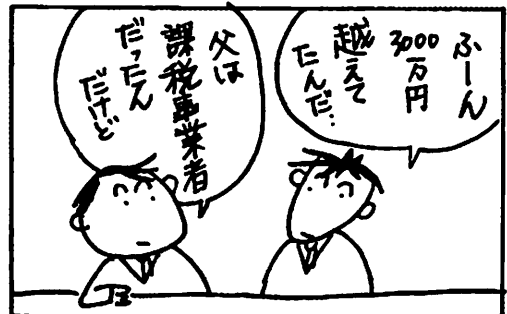
A : 本年分の消費税の申告は必要です。

【解説】

個人事業者のその年の基準期間（個人事業者の場合にはその年の前々年をいいます）における課税売上高が3千万円以下である場合には、課税事業者となることを選択している場合を除き、その年については、原則として消費税の納税義務が免除されることになっています。

ただし、相続人（課税事業者となることを選択した者を除きます）が相続により事業を承継した場合において、その事業の承継が、その年の基準期間における課税売上高が3千万円を超える被相続人の事業の承継であったときは、相続人については、その相続のあった日の翌日からその年の12月31日までの国内における課税資産の譲渡等については納税義務が免除されないこととされています。

したがって、ご質問の場合、本年分の消費税の申告は必要となります。



KIMIYO・I